

高松市地域経済活性化に向けた経済活動分析等調査業務委託仕様書

1 業務名

高松市地域経済活性化に向けた経済活動分析等調査業務

2 業務の目的

本市は、古くから、四国の玄関口として繁栄し、香川県の県都、また四国の中枢管理都市として発展を遂げてきているものの、現下、県内や本市の経済活動の状況としては、公表済みの直近10年間の県内総生産額（香川県県民経済計算 2011年～2021年）及び高松税務署管轄の法人の所得金額（総額／高松国税局統計情報 2012年～2022年）によると、毎年、数パーセントの増減を繰り返しながら推移しており、おおむね同水準を維持している状況にある。

また、人口減少に伴う国内市場の縮小や地域間競争の激化に加え、近年は円安や資源・原材料価格の上昇等もあり、地域経済を取り巻く環境が厳しさを増しており、企業や地域経済の課題解決も困難さを増している。

このような状況の中、本調査業務は、本市の経済活性化に向けて、今後の産業政策や施策の立案等に資する基礎資料とするため、本市を主とする地域内の経済活動における地域特性や産業構造等について、調査・分析及び検証（過去から変化した点については要因の分析等を含む。）などを行うことを目的とする。

3 業務の内容

(1) 調査及び分析の実施

公表されている統計データ及び自社所有のデータ等を基に、本市を主とする地域内の経済活動における地域特性や産業構造等の現状を把握するとともに、過去（例：10年前、20年前等との比較）からの変化と主な要因等について調査、分析・検証を行う。なお、四国3市（松山・高知・徳島）や類似都市（中核市等）と比較しながら、本市の特性（強み・弱み等）や過去からの産業構造等の変化とその要因の分析などを行うことも可とする。

① 地域特性

本市を主とする地域内の地域特性（社会経済条件、土地利用、産業・経済、生活条件など）について、調査・分析（過去から変化した点については要因等の分析を含む。）を行う。

② 産業構造

本市を主とする地域内の産業構造について、調査・分析（過去から変化した点については要因等の分析を含む。）を行う。

③ 労働力構成

本市を主とする地域内における労働力構成について、調査・分析（過去から変化した点については要因等の分析を含む。）を行う。

④ 企業規模・構成

本市を主とする地域内の企業規模や構成について、調査・分析（過去から変化した点については要因等の分析を含む。）を行う。

⑤ その他必要と思われる項目

上記のほか、本業務の趣旨に沿い、提案者が必要と思う項目があれば、提案の上、調査・分析を行う。

(2) 検証等の実施

上記(1)による調査及び分析結果を基に、本市を主とする地域内の企業等の活動状況や産業構造等について検証し、課題や要因等を整理する。

(3) 中間報告書・報告書の作成・納品

上記(1)及び(2)の実施結果を基に、今後の本市の産業政策や施策の立案等に資する基礎資料となるよう報告書を作成し、納品する。なお、調査結果や分析結果等については、グラフや図を使用するなど分かりやすい記載に努める。また、調査の経過報告として、令和7年9月末を目途に中間報告書を作成し、納品する。

4 スケジュール（予定）

	R7.4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R8.1月	2月	3月	
事業者選定		▲ 参加表明書提出期限	▲ 企画提案書提出期限	▲ 事業者決定契約締結									
経済活動分析等 調査及び分析、 検証			→									▲ 報告書納品	
						▲ 中間報告書納品							

5 提案書への記載要件

提案書には、上記3の業務の内容に基づき、調査や分析、検証方法等について提案を行う。また、業務の実施体制及び具体的な業務スケジュールを提案する。その他、事業者評価基準を参照の上、提案のこと。

6 成果物（中間報告書を含む）

成果物及び提出部数は次のとおりとする。

- ① 調査報告書（A4判） 3部
- ② 上記①の電子データ一式（ワード、エクセル又はパワーポイント及びPDF）をCD-R又はDVD-Rで提出のこと。

7 成果物（中間報告書を含む）等に係る留意事項

- (1) 成果品の著作権及び所有権は、発注者に帰属するものとする。また、成果品の作成に際しては、発注者と受注者で協議の上、内容・形式を決定することとする。
- (2) 受注者は、契約書及び仕様書に基づき、常に発注者と綿密な連絡をとり、その指示に従わなければならない。
- (3) 本業務に関する協議、打合せ等の必要経費、その他調査等に要する費用は全て受注者の負担とする。
- (4) 業務内容、データ内容その他、この契約履行により知り得た事項を第三者に漏らし又は委託

の範囲を超えて利用してはならない。

- (5) その他、仕様書に定めのない事項については、その都度、発注者と受注者双方の協議の上、定める。
- (6) 業務が完了し、成果物の引渡し後、内容に不備、不完全等が発見された場合は、受注者の負担と責任で補正等の処理を行うこと。

8 情報セキュリティの確保

委託業務の履行に当たり、個人情報を含む情報の取扱について、情報セキュリティの重要性を認識し、情報の漏えい、紛失、盗難、改ざんその他事故等から保護するため、適切な管理を行わなければならない。

9 個人情報の保護等

業務上知り得た情報は、業務の用に供する目的以外には利用しないこと。情報等を他に漏らし、又は自己の利益のために利用しないこと。本委託業務の終了後も同様とする。

10 損害賠償

委託業務の実施に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）について、賠償の責を負うこと。

11 その他

この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者が協議して定めるものとする。